

「世界の記憶」国内案件に関する審査委員会の開催について

令和3年7月14日
文部科学省
国際統括官決定
令和3年7月28日
一部改正

1. 趣旨

ユネスコにおける「世界の記憶」(Memory of the World: MOW)事業に推薦する国内案件について専門的・技術的観点から調査審議するため、文部科学省国際統括官の下に、「世界の記憶」国内案件に関する審査委員会を開催する。

2. 検討事項

- (1) 推薦案件の募集方法についての審議
- (2) 推薦案件の審査
- (3) 推薦案件に係る調査
- (4) その他推薦に係る必要な事項

3. 実施方法

- (1) 審査委員会は、別途定める委員をもって構成する。
- (2) 委員の任期は、委員に出席を依頼した最初の会議開催日から原則1年以内とする。
- (3) 必要に応じて、委員以外の協力を得ることができる。

4. その他

審査委員会に関する庶務は、文部科学省国際統括官付において行う。